

## 田辺市芳養漁港再開発用地分譲地先着順売却要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、芳養漁港再開発用地分譲地について、申込みの受付先着順により購入者を決定する方法による売払いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (申込み)

第2条 購入の申込みを行うものは、以下の方法により申込みをしなければならない。なお、以下の方法によらない申込みは無効とする。

#### (1) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等閉庁日を除く。

#### (2) 受付場所

田辺市役所水産課

#### (3) 提出書類

以下のアからウの書類を、受付場所へ持参により提出しなければならない。なお、イ及びウの書類は発行後3か月以内のものに限る。

ア 普通財産譲与（譲渡）申請書（田辺市所定様式） 1通

イ 申込者が個人の場合、住民票の謄本（世帯全員記載のもの）又は外国人登録証明書 1通

申込者が法人の場合、法人登記簿の謄本 1通

ウ 市（町村）税完納証明書 1通

### (申込者の資格)

第3条 購入の申込みをすることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団関係者であると認められる者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

(3) 市町村税の滞納がある者

### (購入者の決定)

第4条 市長は、購入の申込みがあった場合は、受付順に申込書類を審査し、その内容が適当と認められる者を購入者とし、決定の通知を行うものとする。

### (契約の締結)

第5条 前条の規定により購入者の決定の通知を受けた者は、当該決定通知を受けた日から30日以内に売買契約を締結しなければならない。

2 売買契約に係る経費は、購入者の負担とする。

(契約保証金)

第6条 購入者は、売買契約締結時に売買代金の10%に相当する金額(千円未満は切上げとする。)を田辺市が発行する納入通知書により、田辺市の指定金融機関に納入しなければならない。

- 2 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 納入された契約保証金は、売買代金に充当することができる。

(売買代金の納入)

第7条 売買代金は、売買契約締結時の日から60日以内に、田辺市が発行する納入通知書により、田辺市が指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権移転登記)

第8条 所有権移転登記は、売買代金の完納後30日以内に田辺市が行うものとする。

- 2 所有権移転登記に係る経費は、購入者の負担とする。

(土地の引渡し)

第9条 土地の引渡しは、所有権移転登記完了後に日時を定めて、田辺市及び購入者立会のうえ、現地において土地及び登記済証書の引渡しを行うものとする。

(購入者決定の取消し又は契約の解除)

第10条 購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、田辺市は購入者の決定を取り消し又は契約を解除するものとする。

- (1) 契約の締結を第5条に定める期限までに行わないとき
- (2) 契約保証金を第6条に定める期限までに納入しないとき
- (3) 売買代金を第7条に定める期限までに納入しないとき
- (4) 契約後、契約について不正が発見されたとき

- 2 購入者の資格を取り消された場合、既に納付した契約保証金は田辺市に帰属し、返還しないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。